

各都道府県宗教法人事務担当課 御中

平成 29 年 2 月 13 日

文 化 庁 宗 務 課

ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について(協力依頼)

内閣官房は、政府関係機関と事業者・施設管理者とが緊密に連携し、ソフトターゲット(※)におけるテロ対策を推進すべく、平成 28 年3月に事業者・施設管理者が行っているテロ対策のベストプラクティスを「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」として取りまとめたところ、文部科学省においても関係機関に対して、ソフトターゲットとなり得る事業者・施設管理者に共有・周知し、実施可能な対策について可能な限り講じるよう推奨させていただいたところです。

こうした中、昨年には空港・地下鉄が狙われたベルギー・ブリュッセルにおける連続テロ事件(3月)、レストランが襲撃されたバングラデシュ・ダッカにおける襲撃事件(7月)、不特定多数の群衆に車両が突入したフランス・ニースにおけるテロ事件(7月)やドイツ・ベルリンにおけるクリスマス・マーケットへのトラック突入事件(12月)が発生したように、ソフトターゲットに対するテロ事案が頻発しているところ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控える我が国においてもソフトターゲットにおけるテロ対策をより一層深化・強化していく必要があります。

そこで、今般、内閣官房が関係省庁と連携して、「ソフトターゲットにおけるテロ対策のベストプラクティス」につき、伊勢志摩サミットに際してソフトターゲットとなり得る事業者・施設管理者が導入・実施したテロ対策を新たに盛り込む等の改訂をいたしました(別添参照)。関係機関におかれては、所管する事業者・施設管理者に本資料を周知し、実施可能な対策を可能な限り講じていただきますようお願いいたします。

なお、対策を実施することにより施設イメージが損なわれる場合や必要な予算・人員を措置する余裕がない場合等があり、実施困難な対策もあることから、実施の要否については、事業者・施設管理者の判断に委ねるよう願います。

※ソフトターゲット:スタジアム、コンサート会場、遊園地、ショッピングモール等の大規模集客施設その他の自衛隊や警察によって防御されていない不特定多数者が集合する施設・場所。